

千尋の滝等魅力PR映像制作業務受託候補者募集要項

1 業務名称

千尋の滝等魅力PR映像制作業務

2 本募集要項の目的

本募集要項は、屋久島町が実施する「千尋の滝魅力PR映像制作業務」の受託者を選定するため、参加方法、審査に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務の内容

業務の内容は、別紙「千尋の滝魅力PR映像制作業務仕様書」のとおり。なお、仕様書は、委託の受託者を選考する時点のものであり、今後、打ち合わせにより変更することがある。

4 契約期間

契約締結日から平成31年2月8日まで

5 事業費

1, 500千円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする。

※ 提案内容に関わらず、この上限額を超える申し込みは無効とする。

6 本契約担当課及び書類提出先

〒891-4207 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田469番地45

屋久島町役場宮之浦支所内 屋久島町商工観光課 担当：木原

電話：0997-42-0100（内線220）

F A X：0997-42-1505

メール：kankou@town.yakushima.kagoshima.jp

7 予定スケジュール

実施広告	平成30年9月25日（火）
募集要項及び提出書類様式の配付期間	平成30年9月25日（火）～ 平成30年10月12日（金）
質問の受付期間	平成30年9月25日（火）～ 平成30年10月12日（金）
参加申込書の提出期限	平成30年10月12日（金）
企画提案書の提出期限	平成30年10月29日（月）

審査会（内容説明会）	平成30年11月14日（水）予定
審査結果通知	平成30年11月下旬予定
契約締結	平成30年11月下旬予定

※選考委員のスケジュール調整により変更する場合がある。

8 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 屋久島町物品の購入等に係る指名競争入札参加資格審査要綱（平成19年告示第14号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 屋久島町建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成19年告示第43号）による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生計画認可決定を、民事再生法にあっては再生計画認可決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

9 申込方法

- (1) 募集要項及び提出書類様式の配付
配付期間：平成30年9月25日（金）～10月12日（金）まで
（土日祝日を除く、午前8時30分～午後5時15分まで）
※ 募集要項や提出物の様式は、屋久島町ホームページにも掲載しています。
- (2) 参加申込書の提出
本業務の受託を希望する者は、下記提出期限までに、参加申込書（様式1）及び誓約書（様式2）を6に示す提出先に提出すること。
提出期限：平成30年10月12日（金）午後5時15分まで
- (3) 質問の受付および回答
 - ① 受付期間：平成30年9月25日（金）～10月12日（金）まで
質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで送付すること。
 - ② 回答：質問に対する回答は、その都度質問者へ回答する。
- (4) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式任意） 6部

イ 見積書（様式3） 6部 ※ 別に、積算内訳を添付すること。

ウ 類似業務実績一覧（様式4） 6部

② 企画提案書等の提出

企画提案書類等の提出は、郵送または持参すること。なお、期限は、平成30年10月29日（月）午後5時15分までとする。

10 審査方法

(1) 審査方法および審査基準

別紙「千尋の滝等魅力PR映像制作業務受託者選考審査基準審査基準」による。

(2) 受託候補者の選考について

受託候補者の選考は、審査項目ごとの評価点数の合計点により決定する「プロポーザル方式」により決定する。

なお、申込者が多数の場合、プレゼンテーションによる内容説明会を実施し選考の参考とする。

① 開催日（予定）

平成28年11月14日（水）

② 開催場所

屋久島町役場宮之浦支所（鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦1593番地）

③ その他

プレゼンテーションによる内容説明会の実施時間および会場の詳細等は、決定次第、電子メールで通知する。

(3) 審査結果の通知

① 審査結果は、契約担当者による受託者決定の手続きが終了した後に、申込者全員に書面で通知する。

② 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受付けない。

(4) 委託の相手方（受託者）の決定および委託契約の締結

平成30年11月下旬

11 契約事項

契約は、選考委員会での選定に基づき、最も優秀と認められる提案者を受託候補者として決定し、提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行ったうえで、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約によって、契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点の提案者と契約手続きのための協議を行います。

12 失格要件

以下のいずれかに該当する場合は、選考委員等との協議のうえ失格とします。

- (1) 条件を満たさない提案を行った場合
- (2) 提出書類に虚偽があった場合
- (3) 選考委員等に対する不正な行為が認められた場合
- (4) 業務推進に必要な手続きを行わない場合

13 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- (2) 提出期限までに参加表明及び企画提案書等を提出しなかった場合は、申込者として認めないものとする。
- (3) 提案書類提出後の内容の変更は認めません。ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (4) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は、契約に至った場合に使用するほかは、選考審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (5) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合、複製することがあります。
- (6) 申込費用、書類等に係る費用は全て申込者の負担とする。
- (7) この業務で制作されたもの（以下「制作物」という。）に係る複製権、上演権、上映権、公衆送信権、送信可能化権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権及び翻案権は、屋久島町に帰属するものとします。
- (8) 屋久島町は、制作物の一部について差し替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとします。
- (9) 屋久島町は、制作物を他の用途に使用できるものとします。また、屋久島町が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了承するものとし、使用料等がかからないこととします。
- (10) 受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとします。
- (11) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは、受託者において処理するものとします。

(別紙)

「千尋の滝等魅力PR映像制作業務」受託者候補者審査基準

千尋の滝魅力PR映像制作業務受託候補者の審査基準を次のとおり定める。

1. 審査方法について

- (1) 屋久島町長が指名する委員（副町長、総務課長、企画調整課長、商工観光課長）で構成する審査委員会が提案者の企画提案書を審査し、受託者候補者を決定する。
- (2) 審査方法は、項目ごとの評価点数の合計点を競う「プロポーザル方式」により実施する。

2. 選考の手順

- (1) 企画提案書の提出書類の不備が無いか、確認する。
- (2) 委員は、審査会までに企画提案書の内容を確認する。
- (3) 提案者が多数の場合は、審査会において、提案者から企画提案書の補足説明を受け、審査の参考とする。
- (4) 委員は、「3 審査項目」に示した項目ごとに内容点の採点を行う。
- (5) 審査会は、価格点、内容点を合計した総合点を算出し、最も得点の多い者を合議のうえ受託候補者に決定する。

3. 総合点の算出方法について

見積額による金額点と企画提案審査会で審査される内容点の合計とする。

総合点（50点）＝内容点（40点）＋金額点（10点）

【総合点の内訳】

審査項目	内容	配点
業務目的・内容の理解	・千尋の滝及び周辺の魅力のPR方法。	10点
	・原集落の魅力のPRと南部観光地へ誘導する方法。	10点
体制	・映像制作に関する技術を有し、期間中に業務終了できる能力があるか。 ・過去の制作実績が本業務に生かされるか。	5点
独自性	仕様書に示す内容以外の企画内容が創意工夫され効果的な成果となる見込みがあるか。	15点
費用	事業費の上限以下で適正な費用に支出する予定か。	10点

合 計	50点
-----	-----

4. 内容点について

内容点は、総合点50点満点のうち40点とし、業務目的・内容の理解に20点、体制に5点、企画の独自性に15点を配点する。

5. 金額点について

金額点は、総合点50点のうち10点とし、以下の式によって算出する。なお、小数点以下第1位を四捨五入する。

$$\text{価格点 (10点)} = 10 \times (\text{最低見積価格} / \text{当該見積価格})$$